

新型コロナウイルス感染予防

～お引越しに伴う各種手続きについて～

沖縄県内における新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、窓口の混雑緩和を図るため、国の通知を踏まえた当面の緊急措置として、届出等の期間を超過した場合であっても以下のとおり取り扱うこととしております。

県外から転入届を予定されている方、旅行、出張等で県外へ行かれた方

- * 証明書発行申請や各種届出を予定している場合、2週間は在宅での健康観察を行い、気になる症状が出ていないことを確認後に来庁していただきますようお願いします。
- * 郵送でもお手続きできる場合がありますので、各担当窓口までお問い合わせください。

1 住民基本台帳事務・戸籍事務・マイナンバーカード手続き事務

(村民生活課住民係 TEL968-8501)

転入・転出等の住民異動届出・出生・死亡等の戸籍届出に関する手続きにつきましては、本来、14日以内に行っていただく必要がありますが、当面の緊急措置として、期間経過後であっても、通常通りお手続きいただくことができます。また、郵送による届け出も可能です。

2 国民健康保険（健康福祉課国保係 TEL968-3253）

国民健康保険（以下「国保」という。）への加入及び脱退の届出につきましては、本来、届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行っていただく必要がありますが、当面の緊急措置として、期間経過後であっても、通常通りお手続きいただくことができます。

* ご注意いただきたい点 *

- ・ 国保への加入の届出が遅れても、保険税は国保の被保険者となられた月までさかのぼって納めていただきます。
- ・ お勤め先の健康保険へ加入又はご家族のお勤め先の健康保険の扶養家族となる等により国保を脱退する場合、新しい健康保険に加入された日以降は本村の保険証は使えません。誤って使用した場合、本村が負担した医療費（医療費の7割～8割）を後日返還していただくことがありますのでご注意ください。

3 後期高齢者医療（健康福祉課後期高齢者医療担当 TEL968-3253）

後期高齢者医療への加入及び脱退の届出につきましては、本来、届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行っていただく必要がありますが、当面の緊急措置として、期間経過後であっても、通常通りお手続きいただくことができます。

※加入又は脱退の手続きは、住民票変更の手続きをしていただいた場合は、省略いただくことが可能です。

4 介護保険（健康福祉課介護保険担当 TEL968-3253）

資格取得、資格喪失及び住所変更等の届出につきましては、当面の緊急措置として、期間経過後であっても通常通りお手続きいただくことができます。

5 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等（健康福祉課児童福祉担当 TEL968-3253）

児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の請求・届出につきまして、新型コロナウイルス感染防止のため、外出を控えるなどの理由から手続きが遅れる場合はご相談ください。

令和2年4月